

今月の税務トピックス

(相続税についての更正の請求に係る除斥期間の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

相続税の除斥期間は、法定申告期限から5年を経過する日までとされています（通則法70①）。例えば、除斥期間が満了する日以前6ヵ月以内に、共同相続人等の中の一部の相続人から更正の請求があった場合、更正の請求をした相続人の除斥期間は請求があった日から6ヵ月を経過する日まで延長されます。しかし、他の相続人の除斥期間は延長されないこととなっていました（通則法70③）。そこで、他の相続人の課税価格及び税額の是正が必要となても、更正若しくは決定又は加算税の賦課決定（以下「更正決定等」といいます。）等が間に合わないケースが生じ、税務に問題となっていました。

令和5年度税制改正では、このような事例に対応するため、「相続税についての更正決定等の期間制限の特則」の規定が創設されました。

本稿では、創設された制度の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

更正をすることができないこととなる目前6月以内に相続税について更正の請求がされた場合において、その請求に係る更正に伴いその請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者に係る課税価格等に異動を生ずるとき（その他の者に係る通常の更正決定等の除斥期間が満了する日以前にその請求がされた場合に限ります。）は、その他の者の相続税に係る更正若しくは決定又はその更正若しくは決定等に伴う加算税の賦課決定は、その請求があった日から6月を経過する日まで行うこととされます。

また、この見直しと合わせて、同日までは修正申告書の提出が可能とされます（相法36）。

II 適用関係

上記Iの改正は、令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用されます（令和5年改正法附則19⑦）。

おわりに

令和5年度税制改正では、除斥期間が満了する日以前6ヵ月以内に一部の相続人等から更正の請求が行われた場合には、他の相続人に係る除斥期間も、更正の請求があった日から6ヵ月を経過する日まで延長することとされました。

相続税の申告書の提出期限は、共同相続人等ごとに、被相続人の相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内とされており（相法27①）、一般的には共同相続人等で一致しています。しかし、共同相続人等の間で相続の開始があったことを知った日が異なる場合には、更正の請求が他の相続人の本来の除斥期間満了後にあったときには、除斥期間の延長はされませんので留意して下さい。

《図表：更正の請求に係る除斥期間の見直し》



※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。